

第28回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主の皆様の健康と安全の観点から、書面（議決権行使書）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主総会へのご来場を極力、お控えいただきますようお願い申し上げます。



開催日時

2022年11月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

開催場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案
剰余金の処分（第28期期末配当）の件
- 第2号議案
定款一部変更の件
- 第3号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

書面（議決権行使書）または
インターネット等による議決権行使期限
2022年11月24日（木曜日）午後6時まで

(証券コード2735)

2022年11月8日

株 主 各 位

大阪市中央区城見一丁目4番70号

株式会社フツツ

代表取締役社長 平岡史生

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁から5頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第28期（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（自 2021年9月1日 至 2022年8月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分（第28期期末配当）の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

-
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.watts-jp.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- なお、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.watts-jp.com/>）に掲載することによりお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は2022年11月24日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[フリーダイヤル電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[フリーダイヤル電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

第28回定時株主総会の対応と会社説明会中止の決定に関するお知らせ

当社は、本株主総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

なお、感染拡大の防止の観点から、書面（議決権行使書）またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 本株主総会における新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止対応

株主様の健康・安全を第一に考え、以下のとおり対応させていただきます。

- ① 本株主総会の議事は、本年につきましても時間を短縮して行う予定です。
- ② 運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ③ 座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。
- ④ 会場内では、マスクの着用をお願いいたします。マスクを着用されない場合は、入場をお断りいたします。
- ⑤ 受付ロビーに非接触型検温器を設置し、検温を実施予定です。37.5度以上の方、また体調不良と認められる方のご入場はお断りいたします。
- ⑥ 会場内にアルコール消毒液を設置しますので手指の消毒をお願いいたします。
- ⑦ 本年につきましても、株主総会へご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、ご承知のほどお願い申し上げます。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症を予防するため、本株主総会会場の変更を余儀なくされた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
(<https://www.watts-jp.com/>)

2. 株主様向け会社説明会の中止

2019年度まで大阪及び東京で実施しておりました株主様向け会社説明会につきましては、当社の近況についてより一層のご理解を深めていただくための機会として開催準備を進めておりましたが、本年につきましても新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむなく中止とさせていただきます。

本株主総会にご出席を予定されている株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの第7波により感染者数が高止まりする一方で、ウィズ・コロナ下での日常生活を取り戻すために、積み上がった家計貯蓄の消費喚起や行楽シーズンにおける行動制限の撤廃等も見られたものの、先の見えないロシアによるウクライナ侵攻長期化による資源価格の高騰が収束しないことに加え、日米間の金融政策の大きな乖離から来る急速な円安ドル高が四半世紀振りの水準にまで進み、エネルギー価格を筆頭に生活関連コストの上昇が消費意欲を減衰させる方向に働きました。

このような環境のもと、100円ショップ「Watts (ワッツ)」 「Watts with (ワッツ ウィズ)」 「meets. (ミーツ)」 「silk (シルク)」等を展開する当社グループは、収益源の多角化を図るべく、国内100円ショップ事業だけではなく、ファッション雑貨店やディスカウントショップの運営等の国内その他事業、並びに海外事業にも取り組んでおります。

国内100円ショップ事業につきましては、2021年9月1日にオンラインショップをリニューアルし、掲載商品数を約10倍の1万アイテム以上へと大幅に拡充した他、「Buona Vita (ブォーナ・ビィータ)」、「Tokino:ne (ときのね)」商品の取扱いも開始いたしました。また、精算業務の効率化による生産性向上等を目的にキャッシュレス専用のセルフPOSレジ導入を進めるとともに、既存店舗のブラッシュアップを図るため、ハンドメイド関連コーナーの導入やリニューアルを順次行っております。

出店状況につきましては、通期計画の230店舗に対して193店舗の出店を行いました。また、2021年10月1日付で100円ショップ「FLET'S」等を145店舗（うちFC

5店舗)運営する(株)音通エフ・リテールの全株式を取得し子会社化いたしました。一方で不採算店舗の整理や母店閉鎖等による退店が61店舗(うちFC5店舗)あり、当連結会計年度末店舗数は、直営が1,618店舗(277店舗純増)、FCその他が23店舗(増減なし)の計1,641店舗となりました。また、Wattsブランド店舗である「Watts」「Watts with」については、1,029店舗(204店舗純増)と全体の6割へ拡大いたしました。

国内その他事業につきましては、心地よい生活を提案する雑貨店「Buona Vita」は当社100円ショップにおしゃれ感を補完し、事業間でのシナジー強化を目的として、100円ショップ内への委託型の出店を行っており、23店舗(2店舗増)となりました。時間をテーマにしたおうち雑貨店「Tokino:ne」は、3月にイオン海浜幕張店を出店し、2店舗となりました。生鮮スーパーとのコラボである「バリュウー100」は1店舗(増減なし)、ディスカウントショップ「リアル」は6店舗(増減なし)となっております。

海外事業につきましては、東南アジアを中心とした均一ショップ「KOMONOYA(こものや)」は、タイで37店舗(4店舗減)、ペルーで14店舗(5店舗減)となりました。また、マレーシアで2店舗、ベトナムで3店舗それぞれ退店いたしました。中国での均一ショップ「小物家園(こものかえん)」は、4店舗(増減なし)となっており、自社屋号の「KOMONOYA」「小物家園」の店舗数は55店舗(14店舗減)となりました。

100円ショップ事業を営む(株)音通エフ・リテール及び(株)ニッパンを子会社化したことで、当連結会計年度の売上高は58,347百万円(前期比15.1%増、計画比100.6%)と増加いたしました。

100円ショップ既存店売上高対前年同期比が97.9%と想定を若干下回って推移したことや、M&Aによるのれんの償却費の計上等もあり、営業利益は998百万円(同40.2%減、計画比90.8%)、経常利益は1,148百万円(前期比27.6%減、計画比99.9%)となりました。

一方で当社連結子会社を吸収合併したことによる税金費用の減少、税務上の繰越欠損金発生に伴い繰延税金資産及び法人税等調整額(益)を計上したこと等により、親

会社株主に帰属する当期純利益は781百万円（前期比19.1%減、計画比94.1%）となりました。（前期比は前連結会計年度実績比、計画比は2022年7月11日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表した2022年8月期連結会計年度の連結業績予想比）

なお、当社グループの事業は、100円ショップの運営及びその付随業務の単一セグメントであるため、セグメントの記載をしておりません。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は989百万円であり、その主なものは100円ショップの新規出店に伴う差入保証金、工具、器具及び備品等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の総額は3,000百万円であり、その主なものは(株)音通エフ・リテール及び(株)ニッパンの子会社化に伴うものであります。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

(株)ヒルマー・ジャパンは、2022年8月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

(株)ワッツ・コネクションは、2022年9月1日付で(株)ワッツ東日本販売を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

(株)音通エフ・リテールは、2022年9月1日付で(株)ワッツ東日本販売へ吸収分割し、同日に(株)ワッツ西日本販売を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2021年10月1日付で、(株)音通エフ・リテール及び(株)ニッパンの全株式を取得し、両社を連結子会社といたしました。

8. 対処すべき課題

「国内100円ショップ事業の成長性の確保」、「新業態の収益性の確立」、「海外事業の拡大」、「収益力及びコスト増加への対応力強化」、「次世代人材の確保・育成」、「感染症の流行による事業の運営リスクへの対応」、「SDGs/ESG経営の推進」を重点課題として取り組み、収益性の一段の向上と、持続的成長と中長期的な企業価値の増大の実現を目指した経営を展開してまいります。これらの課題に対し、当社グループでは以下のように取り組んでおります。

「国内100円ショップ事業の成長性の確保」

当社グループが成長していくためには、基幹事業である国内100円ショップ事業の継続的な成長は欠かせないものであると考えております。当事業でのさらなる成長を目指し、Wattsブランド店舗の展開、月替わりの販促企画の実施、お客様にさらに満足いただけるように価値をプラスした100円以外の価格帯の商品導入、新たな販売チャネルとしてオンラインショップの運営といった施策を進めております。オンラインショップにつきましては、2021年9月1日に大幅リニューアルしており、現在は「Buona Vita」、「Tokino:ne」等の国内100円ショップ事業以外の商品も取扱っています。将来的にはグループ全体のECサイトを目指しております。

また、これまで同様実生活雑貨を重点商品と位置付け、独自に開発した良品質でお

買い得感のある商品を、プライベートブランド「ワッツセレクト」として店舗へ投入してまいります。

さらに、2021年10月に子会社化した「㈱音通エフ・リテール」につきましては、2022年9月1日付で当社連結子会社の「㈱ワッツ東日本販売」、「㈱ワッツ西日本販売」へ統合いたしました。今後は、統合効果が最大限発揮できるよう努めてまいります。

「新業態の収益性の確立」

当社グループは、新たな事業を開発し、経営内容の多角化及び国内100円ショップ事業との連携による事業拡大を新たな成長の原動力にしたいと考えております。心地よい生活を提案する雑貨店「Buona Vita」、時間をテーマにしたおうち雑貨店「Tokino:ne」、ディスカウントショップ「リアル」等、既存の事業を拡大させることに加えて、100円ショップ事業を補完する直接消費者との係わりを持つ新しい収益源の発掘に取り組んでまいります。

「海外事業の拡大」

当社グループでは、将来の国内市場の成長の鈍化を見込み、2009年8月期より海外での店舗展開を行っております。足がかりとして取り組んだタイでの展開においては現地有力企業グループと合併化し、売上・利益極大化に向けて取り組んでいます。今後は、東南アジア並びに中南米で展開する直営店舗及びFC店舗で足場をしっかりと固めつつ、卸売（現地パートナーとの協業）での新規市場の拡大を進めていくことで、グループの成長を牽引する事業となりうるよう、さらなる挑戦を継続してまいります。

「収益力及びコスト増加への対応力強化」

前述した「国内100円ショップ事業の成長性の確保」、「新業態の収益性の確立」、「海外事業の拡大」の3つの取組みによって、毎期の増収を図るとともに、自動発注システムやセルフレジ導入による省人化・生産性の向上、適正な売価の反映等の施策を進めることで、人件費や家賃をはじめとする販売費及び一般管理費の売上高に対する比率を抑制してまいります。

「次世代人材の確保・育成」

当社グループは、人材も重要な経営資源の1つと位置付け、優秀な人材の確保及び育成に努めております。人材の確保につきましては、昨今の深刻な人手不足に対応すべく、積極的な新卒採用・中途採用に加え、パート・アルバイト従業員の正社員への登用に取り組んでおります。また、グループ規模の拡大、業務内容の多角化、海外への積極展開、未経験業務への挑戦など、グループを取り巻く環境の変化に対応できる人材を多く育成するために、この要請に応えられる人事制度の構築を目指しております。

「感染症の流行による事業の運営リスクへの対応」

今後、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の再拡大や、それによる行動の制限を伴うような措置等が発生した場合においても、従業員やお客様の安全を確保すると同時に、安定的な事業運営を継続する事ができる対応を進めてまいります。

「SDGs/ESG経営の推進」

会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、SDGsを意識した経営が正に求められています。主な取組みとして、環境面に配慮したレジ袋の導入や、社内ペーパーレス化、店内照明のLED化、安価でも環境面・安全面・健康面を十分意識した価格以上の価値を感じていただける商品の開発等を行っております。

また、当社は気候関連問題を含むサステナビリティに関する問題に対処するため、2022年7月にサステナビリティ委員会を設置いたしました。当該委員の委員長は代表取締役社長が務めることにより、最終的な意思判断及び取締役会への報告のプロセスを円滑化し、気候関連課題の経営への統合を図りやすい体制を整備しています。今後、TCFDフレームワークに基づいた気候関連課題の評価特定と、それに基づいた経営戦略の検討を優先課題として進めてまいります。

9. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2019年 8 月期)	第 26 期 (2020年 8 月期)	第 27 期 (2021年 8 月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2022年 8 月期)
売 上 高 (千円)	51,399,073	52,795,694	50,702,569	58,347,501
経 常 利 益 (千円)	656,050	1,731,147	1,586,653	1,148,335
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	70,574	774,378	965,830	781,185
1 株当たり当期純利益 (円)	5.26	57.80	72.09	57.83
総 資 産 (千円)	21,557,797	21,544,684	21,340,997	25,600,554
純 資 産 (千円)	9,867,050	10,481,692	11,222,138	11,931,019

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2019年 8 月期)	第 26 期 (2020年 8 月期)	第 27 期 (2021年 8 月期)	第 28 期 (当事業年度) (2022年 8 月期)
売 上 高 (千円)	31,959,025	32,595,608	30,935,822	30,965,929
経 常 利 益 (千円)	845,174	960,874	751,874	450,260
当期純利益または 当期純損失(△) (千円)	△518,246	132,226	223,825	611,372
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△38.62	9.87	16.71	45.26
総 資 産 (千円)	18,441,463	17,554,663	16,819,861	20,225,769
純 資 産 (千円)	9,034,056	9,042,149	9,057,864	9,506,645

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	店舗数
株式会社ワッツ 東日本販売	10,000千円	100.0%	100円ショップの運営	674店 (14店)
株式会社ワッツ 西日本販売	10,000千円	100.0%	100円ショップの運営	831店 (6店)
株式会社音通 エフ・リテール	50,000千円	100.0%	100円ショップの運営	138店 (3店)
有限会社リアル	50,000千円	100.0%	ディスカウント ショップの運営	6店
株式会社 ニッパ	20,000千円	100.0%	100円ショップ 向けの卸売業	-
株式会社ワッツ・ コネクション	10,000千円	100.0%	雑貨店の運営	23店
Watts Peru S.A.C.	4,450千US\$	100.0%	ペルー国内での均一 ショップの運営	14店

- (注) 1. 2021年10月1日付で、(株)音通エフ・リテール及び(株)ニッパンの全株式を取得し、両社を連結子会社といたしました。
2. (株)ワッツ東日本販売、(株)ワッツ西日本販売及び(株)音通エフ・リテールの店舗数のうち()内はFC店舗の数であります。

11. 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成されており、主に100円ショップ運営とその付随業務を行っております。

12. 事業所 (2022年8月31日現在)

(1) 当社

本 社：大阪市中央区城見一丁目4番70号

(2) 子会社

株式会社ワッツ東日本販売	：	東京都北区
株式会社ワッツ西日本販売	：	大阪市中央区
株式会社音通エフ・リテール	：	大阪市中央区
有限会社リアル	：	大阪府大東市
株式会社ニッパン	：	千葉県船橋市
株式会社ワッツ・コネクション	：	大阪市中央区
Watts Peru S.A.C.	：	ペルー共和国リマ市

13. 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業内容	従業員数 (名)		前期末比増減	
100円ショップの運営とその付随業務	442	(3,103)	38名増	(401名増)
全社 (共通)	40	(8)	1名増	(一)
合計	482	(3,111)	39名増	(401名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、()内は外書で臨時従業員 (1年間における1日8時間換算による平均雇用人数で算出) を記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
72 (13)	1名減 (2名減)	45.4	15.0

(注) 従業員数は就業人員であり、()内は外書で臨時従業員 (1年間における1日8時間換算による平均雇用人数で算出) を記載しております。

14. 主要な借入先 (2022年8月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,194,519
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	836,141
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	616,800
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	228,967
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	109,182

15. 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の現況に関する事項

1. 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,898,800株 |
| (3) 株 主 数 | 23,704名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 ト リ オ	1,255,600	9.25
株 式 会 社 カ シ オ ペ ア	773,600	5.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	664,800	4.90
大阪中小企業投資育成株式会社	648,000	4.77
平 岡 満 子	600,750	4.43
有 限 会 社 ア カ リ	562,000	4.14
平 岡 史 生	458,671	3.38
衣 笠 敦 夫	391,665	2.89
三井住友信託銀行株式会社	370,400	2.73
平 岡 紀 子	367,850	2.71

- (注) 1. 持株比率は自己株式323,487株を控除して計算しております。
2. 2021年11月25日開催の取締役会において決議されました、譲渡制限付株式報酬として178,387株の自己株式を処分いたしました。
3. 2022年2月21日開催の取締役会において決議されました、役員向け株式交付信託の信託財産の60,000株の自己株式の消却をいたしました。
4. 2021年11月25日開催の第27回定時株主総会において決議されました、譲渡制限付株式報酬制度により、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 7名に対して、106,187株を交付しております。

2. 新株予約権等の状況

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

取締役会発行決議日	2022年3月22日		
付与対象者の人数（名）	102		
新株予約権の数（個）※	1,246		
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数(株)※	普通株式 124,600		
新株予約権の行使時の払込金額（円）	735（1株当たり）		
新株予約権の行使期間※	自 2024年4月11日 至 2028年4月10日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額	735	
	資本組入額	368	
新株予約権の行使の条件※	（注）		
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	312個
		目的となる株式数	31,200株
		交付対象者数	24名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	934個
		目的となる株式数	93,400株
		交付対象者数	78名

※ 当事業年度の交付時点（2022年4月11日）における内容を記載しております。

（注）新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年8月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	平 岡 史 生	
常 務 取 締 役	福 光 宏	管理本部 長 兼 管理部長
常 務 取 締 役	森 秀 人	経営企画室 長
取 締 役	山 野 博 幸	事業本部 長
取 締 役	平 田 正 浩	海外事業部 長
取 締 役	角 本 昌 也	商品部 長
取 締 役	衣 笠 敦 夫	
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	西 岡 亨	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	酒 谷 佳 弘	公認会計士 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役 株式会社プレサンスコーポレーション社外取締役 (監査等委員) 株式会社タカミヤ社外取締役 (監査等委員) 北恵株式会社社外監査役 粧美堂株式会社社外取締役 (監査等委員) クリヤマホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	林 堂 佳 子	弁護士 (弁護士法人 青雲法律事務所 社員)

- (注) 1. 取締役 (常勤監査等委員) 西岡亨氏、取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏及び取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は3氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役 (常勤監査等委員) 西岡亨氏、取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏及び取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
3. 取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 林堂佳子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性等、総合的に審議を行い、その答申を踏まえ、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、過去経歴に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を報酬として、毎年一定の時期に支給します。目標となる業績指標とその値は、年度経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏

まえた見直しを行うものとしております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年11月25日開催の第27回定時株主総会にて承認可決された、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬である基本報酬（固定報酬）は月例の支給とし、業績連動報酬（賞与）は役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給します。

業績連動報酬（株式報酬）は、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会にて適切な支給水準に設定され、支給時期を定めます。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

監査等委員である取締役に対する報酬案については、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

□ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等		
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	206,038	156,170	38,100	11,768	7
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,046 (18,046)	18,046 (18,046)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	224,085 (18,046)	174,216 (18,046)	38,100 (-)	11,768 (-)	10 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等の業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は781百万円 (目標値510百万円) であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益については株主の配当原資となるためであります。株式報酬の支給水準については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえて、その役割に鑑みて、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で定めた適切な水準にて設定しております。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の非金銭報酬等 (株式報酬) の額は、2021年11月25日開催の第27回定時株主総会において決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) の員数は、7名です。
4. 取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬の額は、2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において年額300百万円以内 (うち、社外取締役分は年額50百万円以内) と決議しております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、7名 (うち、社外取締役は0名) です。
5. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長平岡史生氏に対し、各取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役 (監査等委員を除く) の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役 (監査等委員を除く) の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の他の法人等の重要な兼職の状況は(1)「取締役の状況」に記載のとおりとなります。

なお、各社外取締役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすることが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 西岡 亨	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。過去の常勤監査役としての経験と知識から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 酒谷佳弘	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な立場と会社の監査に関する高い見識から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 林堂佳子	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な立場から、経営全般への監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会においては当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。さらに、監査等委員会においては監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	32,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した当事業年度の監査報酬・監査計画等を検討した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針」を次のとおり定めております。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように、コンプライアンス規程・倫理規程を制定するとともにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- (b) 内部通報規程を制定し、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。
- (c) 監査等委員会が取締役の職務の執行状態を監査監督する。
- (d) 内部監査室において内部監査計画に基づき業務監査を実施し、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項が発見された場合は、代表取締役の承認を得て改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 各部門の職務分掌の明確化と各部門間の適切な連携が組織運営の効率化に重要な役割を果たすとの原点に立ち返るとともに、職務の執行が効率的に行われることを目指して、取締役の役割と責任を重視した組織運営に取り組む。
- (b) 取締役の職務執行を効率的に行うため、適時開催の経営会議において情報共有・意見交換を促進し、効率的な職務の執行に努める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスクマネジメント委員会を設置し、取締役会はリスクマネジメントに関する基本方針を決定し、適時必要な指示をする。
- (b) リスクマネジメント委員長は当社社長とする。
- (c) リスクマネジメント委員会は毎期、リスクの抽出・評価・対策の原案を策定し、担当部署に対して必要な指示を出す。また、担当部署による遂行状況及び成果を管理・評価し、これを取締役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
 - (b) 上記(a)の情報は、取締役及び監査等委員から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状況を維持する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社取締役会は、子会社の業務の遂行状況について定期的に報告を受け、課題や問題点について確認・審議し、必要に応じて子会社に指示を出す。
 - (b) 子会社管理規程に基づき、当社との一体性を重視し、当社と同一基準の統制を維持し、かつ合理的な連携強化に取り組む。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。
 - (b) 監査等委員会から当該使用人に関する指示命令を受けたときは、これに関して取締役及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見した場合には、監査等委員会に報告する。
 - (b) 前項に従い監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部通報規程に定める。
 - (c) 監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を取締役及び使用人に求めることができる。

- ⑧ 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査等委員は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席することができる。
 - (b) 各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
 - (d) 監査等委員の職務執行について生じる費用に関して請求をしたときは、特に不合理でない限り速やかに支払う。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し年4回会議を行うことにより、コンプライアンス違反の未然防止を図るとともに、発生事実や懸念事項の有無について定期に取り締役全員に報告を求める等、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報規程に基づき社内及び社外に相談又は通報窓口の設置を行い、使用人全員に周知しております。なお、グループ全体へのコンプライアンス経営を促進するために、当社及び子会社の取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育や社内研修のさらなる充実に取り組むとともに、内部通報制度の運用状況を定期に評価することで制度の実効性の確保に努めております。

② リスク管理体制について

取締役及び全部門から選抜したメンバーで構成されたリスクマネジメント委員会を設置し、当事業年度は4回の会議を行いました。リスクマネジメント委員会はリスクマネジメント規程に基づき、経営・事業環境、災害・紛争など国内外の社会環境変化に適合するため、期初にリスク一覧表に登録されている網羅的リスク項目の見直しを行い、当事業年度優先的に対処すべきリスクとして抽出したリスク項目に関して対応計画とアクションプランを策定し取締役会に付議、取締役会は当該計画を審議の上、対処方針を決定しております。

さらに、事業部門等が個別に取り組むその他のリスク項目や新たに顕在化してきた課題等についても、適宜の取締役会への報告を義務付けていることなど、リスク管理の実効性確保に取り組んでおります。

③ 取締役の職務執行について

当社及び子会社各社の経営状況については毎月当社取締役会に報告がなされ、報告された課題や問題点について取締役会は担当取締役を始め、関係部署や子会社各社に改善指示を行っております。また、適時開催の当社経営会議においては、経営判断上の情報共有と意思疎通を促進し効率的に職務が執行できるように取り組んでおります。

④ 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、当社取締役会に加え当社経営会議及び子会社取締役会その他の重要な会議に出席しており、職務執行に関する重要な文書を閲覧しております。また、当社代表取締役社長を含む当社取締役及び子会社取締役とは定期的な会合を実施し、かつ必要に応じ、使用人には随時説明を求めています。さらに、定期・臨時の監査等委員会を開催する他、会計監査人・当社内部監査室と適宜に情報交換を行う等、監査・監督の実効性を確保しております。

⑤ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制評価の実施について

当社内部監査室は、内部監査実施計画に基づき各店舗・本社を含む各事務所にて業務監査を実施し、監査結果は、まず代表取締役社長に報告され、被監査部門取締役等へフィードバックされております。また、必要に応じての改善指示及び改善状況のフォローアップを行うとともに、監査等委員会への報告を行うことにより、業務の適正の維持を図っております。さらに、財務報告に係る内部統制についても統制環境をモニタリングし、統制範囲を再評価するとともに業務プロセス管理の適正を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では2015年11月25日開催の第21回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第35条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主様の長期的かつ継続的な利益の拡大を重要な経営課題と認識し、将来の事業展開と財務体質の強化等のために必要な内部留保の確保を考慮しながら、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

6. 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(18,561,392)	流 動 負 債	(9,932,757)
現金及び預金	6,687,848	支払手形及び買掛金	3,943,822
受取手形及び売掛金	2,687,168	電子記録債務	3,801,090
商品及び製品	8,734,082	1年内返済予定の長期借入金	694,163
原材料及び貯蔵品	25,847	未払法人税等	124,876
未収消費税等	22,876	未払消費税等	170,774
その他	431,169	賞与引当金	126,657
貸倒引当金	△27,599	その他	1,071,372
固 定 資 産	(7,039,161)	固 定 負 債	(3,736,777)
有 形 固 定 資 産	(2,155,635)	長期借入金	2,311,910
建物及び構築物	1,057,009	退職給付に係る負債	412,913
車両運搬具	5,348	役員退職慰労引当金	34,295
工具、器具及び備品	820,798	資産除去債務	646,815
土地	257,800	その他	330,844
リース資産	9,678	負 債 合 計	13,669,535
建物仮勘定	5,000	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	(1,106,477)	株 主 資 本	(11,870,213)
のれん	538,691	資本金	440,297
その他	567,785	資本剰余金	1,348,550
投資その他の資産	(3,777,048)	利益剰余金	10,214,752
投資有価証券	350,185	自己株式	△133,386
繰延税金資産	523,698	その他の包括利益累計額	(56,816)
差入保証金	2,765,694	その他有価証券評価差額金	4,962
その他	144,709	為替換算調整勘定	51,854
貸倒引当金	△7,238	新 株 予 約 権	3,989
資 産 合 計	25,600,554	純 資 産 合 計	11,931,019
		負 債 純 資 産 合 計	25,600,554

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上		58,347,501
売上原価		36,066,010
販売費及び一般管理費		22,281,490
営業外収益		21,282,978
営業外収益		998,512
受取利息	2,220	
受取配当金	1,009	
持分法による投資利益	7,952	
為替差益	119,255	
受取口イヤリイ	3,226	
受補助	17,535	
受補そ	15,490	
営業外費用	14,638	181,329
支店払	10,696	
支店払	4,860	
支所	8,874	
経常利益	7,075	31,505
特別利益		1,148,335
保険解約返戻金	6,252	
投資有価証券売却益	945	
役員株式給付引当金戻入	29,777	36,975
特別損失		
固定資産除却損失	32,616	
減損	176,170	
災害による損失	1,248	210,035
税金等調整前当期純利益		975,275
法人税、住民税及び事業税	324,854	
法人税等調整額	△130,764	194,090
当期純利益		781,185
親会社株主に帰属する当期純利益		781,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	440,297	1,354,136	9,729,641	△273,120	11,250,955
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△296,074		△296,074
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			781,185		781,185
自 己 株 式 の 処 分		60,473		73,673	134,147
自 己 株 式 の 消 却		△66,060		66,060	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△5,586	485,111	139,733	619,258
当 期 末 残 高	440,297	1,348,550	10,214,752	△133,386	11,870,213

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	9,615	△38,432	△28,817	-	11,222,138
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△296,074
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					781,185
自 己 株 式 の 処 分					134,147
自 己 株 式 の 消 却					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,652	90,286	85,633	3,989	89,622
当 期 変 動 額 合 計	△4,652	90,286	85,633	3,989	708,880
当 期 末 残 高	4,962	51,854	56,816	3,989	11,931,019

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(16,438,766)	流 動 負 債	(8,202,403)
現金及び預金	5,960,603	買掛金	3,485,208
売掛金	5,524,047	電子記録債権	3,801,090
商品	240,160	1年内返済予定の長期借入金	673,699
材料及び貯蔵品	21,234	未払金	125,547
前払費用	23,606	未払費用	21,392
短期貸付金	4,563,075	未払法人税等	5,986
未収消費税等	4,938	未払消費税等	36,144
未収還付法人税等	83,876	預り金	5,925
その他の他	17,842	賞与引当金	27,389
貸倒引当金	△618	その他の他	20,019
固 定 資 産	(3,787,003)	固 定 負 債	(2,516,721)
有 形 固 定 資 産	(161,281)	長期借入金	2,311,910
建物	50,265	退職給付引当金	96,322
構築物	243	資産除去債務	24,287
車両運搬具	3,623	長期未払	84,201
工具、器具及び備品	9,435	負 債 合 計	10,719,124
土地	97,713	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	(547,761)	株 主 資 本	(9,497,694)
ソフトウェア	543,178	資本金	440,297
商標権	1,984	資本剰余金	(1,632,050)
電話加入権	2,597	資本準備金	876,066
投資その他の資産	(3,077,959)	その他資本剰余金	755,983
投資有価証券	35,813	利益剰余金	(7,558,733)
長期前払費用	5,113	利益準備金	3,853
関係会社株式	643,031	その他利益剰余金	(7,554,879)
関係会社長期貸付金	2,499,819	繰越利益剰余金	7,554,879
繰延税金資産	255,595	自 己 株 式	△133,386
差入保証金	35,789	評価・換算差額等	(4,962)
その他の他	81,556	その他有価証券評価差額金	4,962
貸倒引当金	△478,759	新 株 予 約 権	3,989
資 産 合 計	20,225,769	純 資 産 合 計	9,506,645
		負 債 純 資 産 合 計	20,225,769

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		30,965,929
売上原価		29,034,137
売上総利益		1,931,791
販売費及び一般管理費		1,611,579
営業利益		320,212
営業外収益		
受取利息	52,357	
受取配当金	1,009	
為替差益	124,813	
その他	6,466	184,647
営業外費用		
支払利息	8,783	
関係会社貸倒引当金繰入額	44,575	
その他	1,239	54,598
経常利益		450,260
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	5,773	
投資有価証券売却益	945	
役員株式給付引当金戻入益	29,777	36,496
特別損失		
関係会社債権放棄損	5,871	5,871
税引前当期純利益		480,885
法人税、住民税及び事業税	4,946	
法人税等調整額	△135,432	△130,486
当期純利益		611,372

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	資本金	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	440,297	876,066	761,570	1,637,636	3,853	7,239,581	7,243,435
当期変動額							
剰余金の配当						△296,074	△296,074
当期純利益						611,372	611,372
自己株式の処分			60,473	60,473			
自己株式の消却			△66,060	△66,060			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	△5,586	△5,586	-	315,297	315,297
当期末残高	440,297	876,066	755,983	1,632,050	3,853	7,554,879	7,558,733

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△273,120	9,048,249	9,615	9,615	-	9,057,864
当期変動額						
剰余金の配当		△296,074				△296,074
当期純利益		611,372				611,372
自己株式の処分	73,673	134,147				134,147
自己株式の消却	66,060	-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△4,652	△4,652	3,989	△663
当期変動額合計	139,733	449,444	△4,652	△4,652	3,989	448,781
当期末残高	△133,386	9,497,694	4,962	4,962	3,989	9,506,645

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

株式会社ワッツ
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 田邊太郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂戸純子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワッツの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかど

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

うか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する

る連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月20日

株式会社ワッツ
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 田邊太郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂戸純子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワッツの2021年9月1日から2022年8月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監

査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月21日

株式会社ワッツ 監査等委員会

常勤監査等委員 西 岡 亨 ㊟

監 査 等 委 員 酒 谷 佳 弘 ㊟

監 査 等 委 員 林 堂 佳 子 ㊟

(注) 監査等委員西岡亨、酒谷佳弘及び林堂佳子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分（第28期期末配当）の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては業績を勘案のうえ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円（総額は203,629,695円）
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年11月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第12条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第12条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、現行定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部分に変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第12条 当社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討した結果、特段の意見はない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひらおか ふみお 平岡 史生 (1960年7月4日生)	1998年4月 当社入社 2000年3月 取締役九州地区担当 2000年8月 取締役経営企画室長 2002年3月 代表取締役副社長経営企画室長 2003年3月 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役社長事業本部長 2017年9月 代表取締役社長（現任）	458,671株
<p>【取締役候補者とした理由】 取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、引き続き代表取締役として経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役として適任と考えております。</p>			
2	ふくみつ ひろし 福光 宏 (1959年9月25日生)	1995年6月 当社入社 1997年2月 取締役経理部長 1999年7月 取締役管理本部長 2015年6月 取締役管理本部長兼管理部長 2017年11月 常務取締役管理本部長兼管理部長（現任）	287,725株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、主に管理部門を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	もり ひでひと 森 秀 人 (1960年 4 月12日生)	1984年 4 月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 英国、スペイン、米国、カナダでの駐在を経て 2006年10月 同行国際業務部大阪室長 2011年10月 同行グローバルサービスセンター副所長 2013年 3 月 当社に出向 経営企画室室長代理 2013年11月 当社入社 取締役経営企画室長 2017年11月 常務取締役経営企画室長 2018年 9 月 常務取締役経営企画室長兼第二事業本部長 2019年 9 月 常務取締役経営企画室長(現任)	26,665株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、金融機関を通じて培った幅広い経験と高い見識を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			
4	やまの ひろゆき 山 野 博 幸 (1967年12月 9 日生)	1995年 5 月 当社入社 2005年11月 (株)関東ワッツ代表取締役 2007年12月 当社事業本部部長 2008年 6 月 (株)ワッツオースリー販売取締役 2009年 9 月 同社常務取締役 2014年 4 月 当社商品部部長 2015年11月 取締役商品部長 2017年 4 月 取締役事業本部副本部長兼商品部長 2017年 9 月 取締役第一事業本部長兼商品部長 2019年 9 月 取締役事業本部長兼商品部長 2019年11月 取締役事業本部長(現任)	59,501株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、主に事業統括、商品戦略関連等の職務を通じて培った豊富な経験と知識を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
5	ひらた まさひろ 平 田 正 浩 (1964年 5月26日生)	1988年 4月 セイコーエプソン(株)入社 1999年 6月 ノキア・ジャパン(株)入社 2000年11月 (株)ポッカコーポレーション (現ポッカサッ ポロフード&ビバレッジ(株)) 入社 2005年 9月 同社国際事業部事業部長 2013年 2月 エバラ食品工業(株)入社 同社海外事業本部副本部長 2015年11月 当社入社 海外事業部部長補佐 取締役海外事業部長 2017年 9月 取締役第一事業本部副本部長兼海外事業部長 2019年 9月 取締役事業本部副本部長兼海外事業部長 2019年11月 取締役海外事業部長(現任)	15,722株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、海外で展開する製造業を通じて培った幅広い知見と経験を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			
6	かくもと まさや 角 本 昌 也 (1973年 4月30日生)	1997年 4月 (株)オートバックスセブン入社 2003年10月 (株)オースリー入社 2008年 9月 当社入社 2011年 9月 管理部部長補佐 2014年 4月 管理部部長 2015年 6月 事業戦略部部長 2017年 9月 第一事業本部副本部長兼事業戦略部長 2017年11月 取締役第一事業本部副本部長兼事業戦略部長 2019年 9月 取締役事業本部副本部長兼事業戦略部長 2019年11月 取締役商品部長 (現任)	12,509株
<p>【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、また、当社の管理部・事業戦略部・商品部の部長を経験し、職務を通じて培った豊富な経験と知識を有していることから、取締役として適任と考えております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
7	<small>きぬがさ あつお</small> 衣 笠 敦 夫 (1959年 4月26日生)	1981年 4月 衣笠商店創業 1986年 3月 (有)オースリー設立 代表取締役社長 1992年11月 (株)オースリーへ組織変更 代表取締役社長 2007年 2月 当社取締役 2007年 3月 取締役副社長 2012年 3月 取締役副社長事業本部副本部長 2015年11月 取締役副社長 2021年11月 当社取締役(現任)	391,665株
	【取締役候補者とした理由】 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、長年にわたり企業経営者として培った豊富な経験・実績・見識を有していることから、取締役として適任と考えております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の20頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) 取締役・監査等委員のスキル・マトリックス

第3号議案が原案どおり可決されますと、当社の取締役・監査等委員の構成およびその有する主な知見・経験は次のとおりとなります。

氏名	当社における 地位及び担当	バックグラウンド						
		企業経営	人事/ 人材開発	財務/ 会計	リスク マネジメント	事業戦略/ マーケティング	法務	国際性/ 多様性
平岡 史生	代表取締役社長 指名・報酬委員 人事委員会委員	○	○		○	○		○
福光 宏	常務取締役管理本部長兼 管理部長 指名・報酬委員 人事委員会委員	○	○	○	○		○	
森 秀人	常務取締役経営企画室長 指名・報酬委員 人事委員会委員	○	○	○	○			○
山野 博幸	取締役事業本部長 人事委員会委員	○	○		○	○		
平田 正浩	取締役海外事業部長	○	○		○	○		○
角本 昌也	取締役商品部長	○		○	○	○		
衣笠 敦夫	取締役	○			○	○		
西岡 亨	独立社外取締役 常勤監査等委員 指名・報酬委員			○	○		○	
酒谷 佳弘	独立社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員			○	○		○	○
林堂 佳子	独立社外取締役 監査等委員 指名・報酬委員				○		○	○

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice, positioned below the header.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール



交通のご案内

地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 1 12 番出口から徒歩8分

地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 4 番出口から徒歩8分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。